

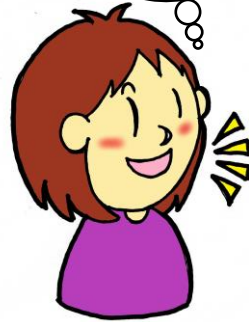
# うらやすししゅわげんごとうじょうれい 浦安市手話言語等条例

平成 30 年 10 月 1 日に「浦安市手話言語等の理解及び普及の促進に関する条例」が施行されます。  
手話は言語です。聴覚障がい者と手話等について理解し、全ての市民が心豊かに共生することができる地域社会を目指しましょう。

ちょうかく しょう がいけん みわ しょう  
聴覚の障がいは、外見では見分けづらい障がいです

まったく聞こえない人や、聞こえづらい人がいます。途中から聞こえなくなった人や、わずかに聞こえる人は話すことができるので、相手に聞こえないことを分かってもらえないことがあります。

はな 話せるんだから、聞こえて  
き いるんだよね



うし 後ろから くるま じてんしゃ ちか  
後ろから 車 や 自転車 が 近づいても、  
く おと  
来る 音 や クラクション、ベルに  
き ばあい  
気づかない場合があります。  
スピードを落として、ぶつからないよう  
そうこう  
に 走行 しましょう。

きょうふう 強風のため  
うんてん みあ  
運転を見合わせています



きんきゅうじ ほうそう ひじょう  
緊急時の放送や非常ベル等を聞くこ  
とが困難で、状況が分からない時が  
あります。筆談(文字)や手話等で、  
じょうきょう し  
状況を知らせてあげると安心します。

# 浦安市手話言語等条例のポイント

## 基本理念

- 手話は、日本語と同様に言語であり、視覚的に表現する言語です。
- 手話への理解の促進と普及を図ります。
- ろう者や中途失聴者、難聴者等の聴覚障がい者への理解を図ります。
- 手話や筆談等でコミュニケーションを図れる環境を整えます。

## 市民の役割

- 手話や聴覚の障がいについての理解を深め、手話や筆談等の普及に協力するようにします。
- ろう者や中途失聴者、難聴者等の聴覚障がい者への理解を図ります。
- 手話等の知識がある人は、手話等の普及のために協力します。

## 市の責務

- 手話や筆談等の理解や普及を進め、手話等を使用しやすい環境を整えます。
- 学校教育の場で学習の機会と手話等に親しむ環境を整えます。  
(手話等に関する学習の機会の提供、児童・生徒・教職員等が日常的に手話等に親しむための環境作りを行う。)

## 事業者の役割

- 聴覚に障がいがある人が利用しやすいサービスを提供するようにします。
- 雇用主は、手話や筆談等の使用に対して配慮するようにします。



よろしくお願いします



元気



ありがとう



浦安の表現

私たちは言葉によって自分の気持ちや考えを相手に伝えます。

ろう者をはじめとする聴覚に障がいがある人は、手話や筆談等で相手に気持ちや考えを伝えます。

私たちは、手話が言語であることをしっかりと知り、聴覚に障がいがある人と手話や筆談等について理解し、全ての市民が心豊かに共に暮らすことができる地域社会を実現します。

【問合せ】 浦安市役所 障がい福祉課 FAX：047-355-1294 TEL：047-712-6394

Email：syogaifukushi@city.urayasu.lg.jp



浦安市



浦安市聴覚障害者協会